

資金管理センターにおける経理処理の基本的考え方

(1) 区分経理の実施（法第 97 条第 2 項、施行規則第 116 条関係）

- 以下の 3 つの特別会計に区分経理。

①預託金特別会計

自動車所有者から預託された「再資源化等預託金及び情報管理預託金」（以下「再資源化預託金等」）の管理、運用、利息の付与と自動車製造業者等への払渡し、預託済の中古車を輸出する自動車所有者への預託金の返還などを管理する特別会計。

②承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計（以下「剰余金特別会計」）

剰余金については、経済産業・環境大臣の承認・認可を受けて、指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター再資源化支援部）による離島対策・不法投棄対策等や自動車所有者におけるリサイクル料金の負担軽減などの特定の目的に活用することとなっているが、経済産業・環境大臣の承認・認可後の剰余金を再資源化預託金等とは区分し、指定再資源化機関等に払い渡すまで一時的に管理する特別会計。

※預託金特別会計で管理されている再資源化預託金等のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストのリサイクルが不要となった場合等に結果として剰余金の発生が見込まれる。

③資金管理料金特別会計

資金管理料金特別会計は資金管理料金収入と資金管理業務にかかる支出を管理する特別会計。

※自動車所有者からは再資源化預託金等に加えて、資金管理業務にかかる費用についても、資金管理料金として負担いただくこととなっている。

(2) 適用する会計基準 (別紙 1 参照)

- 公益法人会計基準 (昭和 60 年 9 月 17 日、公益法人指導監督連絡会議決定) を適用する。

【公益法人会計基準の見直しについては、公益法人会計基準検討会で中間報告され、一定の方向性は示されているものの、実際に適用する段階には到っていないため、当該適用が確定されればその段階で会計基準を切り替えることとする。】

(3) 財務諸表の作成・公表

- 決算期は 4 月～3 月とし、公益法人会計基準に基づく、以下の財務諸表を会計監査人の監査、資金管理業務諮問委員会での審議、監事の監査、評議員会・理事会での決議、経済産業・環境大臣への提出後、公表する。

- ① 収支計算書 (預託金特別会計、承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計、資金管理料金特別会計の各々を公表。)
- ② 貸借対照表 (同上)
- ③ 正味財産増減計算書 (同上)
- ④ 財産目録 (同上)
- ⑤ 上記①②③の総括表

- 四半期でも財務諸表を作成し、資金管理業務諮問委員会での審議の後、公表する。

四半期公表数値についての会計監査は、期中監査の位置付けで四半期毎に実施する。会計監査人の監査証明は年 1 回、決算期のみとし、四半期の財務諸表に関しては、会計監査人の期中監査実施報告書を受領する。

(4) 各会計別の収入・支出項目と計上基準（基本イメージ：代表的な項目のみ記載）

① 預託金特別会計

【収入項目】

収入項目	収受のケース	当事者		入金方法	会計上の計上基準
		支払者	収受者		
再資源化預託金等の収受	新車登録時の預託金	自動車所有者	資金管理センター	自動車製造業者等に自動車販売業者等で預託金を収受することを委託	預託日（登録日等）
				並行輸入車、個人輸入車の場合は、自動車所有者等が郵便局、コンビニエンスストア等を利用して払い込む	預託日（入金日）
	継続検査時、構造等変更検査時、中古新規登録・検査時の預託金	自動車所有者	資金管理センター	（認証整備事業者経由の検査又は個人による継続検査等に対応した収受） 運輸支局等内又は近傍の団体に預託金の収受を委託	預託日（入金日）
				（指定整備事業者等経由の継続検査等に対応した収受） 指定整備事業者からの口座引落とし若しくは郵便局を利用しての払込み又はコンビニエンスストアにおける払込み	預託日（預託申請日又は入金日）
引取時の預託金	自動車所有者	資金管理センター	引取業者からの郵便局等を利用しての払込み、コンビニエンスストアにおける払込み等	預託日（入金日）	
預託金の運用利息の計上	国債、預金等の利息の計上	金融機関等	資金管理センター	—————	経過利息も含めた利息の計上
剰余金会計からの預託金負担	自動車所有者における預託金の負担軽減の目的で剰余金会計から入金	資金管理センター （剰余金会計）	資金管理センター	リサイクル料金の割引対象となる預託の都度、割引額に相当する金額を剰余金会計から入金	預託日

【支出項目】

支出項目	取引の内容	当事者		支払方法	会計上の 計上基準
		支払者	収受者		
再資源化預託金の払渡し	自動車製造業者等への預託金の払渡し（リサイクル等時）	資金管理センター	自動車製造業者等	自動車製造業者等からの請求に基づき、預託日～請求日までの利息を複利で付して支払い	請求の 確定日
中古車輸出時の預託金返還	預託済中古車の所有者が中古車輸出を実施した時、返還申請に基づき預託金を返還	資金管理センター	輸出する預託済中古車の所有者	返還申請書を検証の上、条件が具備されたものにつき返還 ※預託日～返還申請受付日までの利息を複利で付して支払い	還付の条件が具備された日
情報管理預託金の払い渡し	引取業者における使用済自動車の引取時以降に、情報管理部へ情報管理預託金を払い渡し	資金管理センター	情報管理部	情報管理部からの請求に基づき支払い ※預託日～請求日までの利息を複利で付して支払い	請求の 確定日
剰余金の預託金会計から剰余金会計への移管	離島対策等特定の目的に使用することで、主務大臣の承認・認可済の剰余金を剰余金会計へ移管	資金管理センター	資金管理センター（剰余金会計）	主務大臣の承認・認可後、剰余金会計に移管	主務大臣の 承認・認可時

② 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計

【収入項目】

収入項目	収受のケース	当事者		入金方法	会計上の 計上基準
		支払者	受取者		
預託金会計から、承認・認可済剰余金の受入れ	離島対策等、特定の目的に使用することで主務大臣の承認・認可済の剰余金を預託金会計から受入	資金管理センター (預託金会計)	資金管理センター (剰余金会計)	主務大臣の承認・認可後、預託金会計から受入れ	主務大臣の承認・認可時

【支出項目】

支出項目	取引の内容	当事者		支払方法	会計上の 計上基準
		支払者	受取者		
剰余金会計から特定目的別の支払	離島、不法投棄等への対策費	資金管理センター (剰余金会計)	再資源化支援部	剰余金会計に受入後（通常は翌年度になった時点で速やかに）	支払日
	資金管理料金への充当	資金管理センター (剰余金会計)	資金管理センター (資金管理料金会計)	同上	——
	情報管理料金への充当	資金管理センター (剰余金会計)	情報管理部	同上	——
	自動車所有者の預託する預託金の負担軽減に充当	資金管理センター (剰余金会計)	資金管理センター (預託金会計)	預託の都度	預託日

③ 資金管理料金会計

【収入項目】

収入項目	收受のケース	当事者		入金方法	会計上の 計上基準
		支払者	受取者		
資金管理 料金	預託金の收受時に合わせて 自動車所有者から收受	自動車所有者	資金管理セン ター	預託金に同 じ	預託日
輸出取戻し 手数料	預託済自動車の輸出時に自 動車所有者へ預託金を返還 する場合の手数料	自動車所有者	資金管理セン ター	預託金返還 時に相殺し て入金	返還確定日
剰余金会計 からの受取 り	主務大臣の承認・認可を受 け、剰余金会計から資金管理 に要するものとして受取り	資金管理セン ター (剰余金会計)	資金管理セン ター	剰余金会計 からの入金	——

【支出項目】

支出項目	取引の内容	当事者		支払方法	会計上の 計上基準
		支払者	收受者		
事業費 管理費	資金管理料金事業費 輸出取戻し事業費 システム関連費 サポート業務運営委託費 (データセンター、コンタクト センターの運営費) 理解普及活動費 その他事業費 管理費	資金管理センタ ー	各種取引先	請求書に基 づく支払い 等	検収日 (債務確定 日)

【別紙1】

公益法人会計と企業会計の違い

- 営利法人の企業会計は「損益計算」、公益法人会計は「収支計算」、この違いが一番大きな違い。
- 企業会計の場合は、損益計算を通じて、期間の利潤獲得責任を明示することが第一の目的となるのに対し、公益法人会計の場合は、受託資金の管理運営責任を明示することが第一の目的。
- 従って、受託内容に基づく予算を立て、予算の執行状況を明らかにすることが重要で、その為、予め立てた「事業計画書」「収支予算書」に基づく、予算の執行状況を明らかにするための収支計算を行うこととなる。
- 理事者の事業活動の執行は、予算書の範囲で権限が与えられますので、「収支予算書」に基づき、その範囲内での活動結果を「収支計算書」で報告するということが、ベースとなった会計であり、この点が利潤獲得責任を明示する企業会計との違いでもある。
- また、公益法人会計では、受託資金の管理運営責任を明らかにするために、「収支計算書」のほか、公益法人の財産の増減内容を表示する「正味財産増減計算書」、期末の財産の状態を表示する「貸借対照表」およびその明細表としての「財産目録」が計算書類として作成される。
- なお、公益法人会計基準においても、企業会計の基準と同じく、会計帳簿は複式簿記の原則によること、計算書類は会計帳簿に基づき真実な内容を明瞭に表示すること、会計処理に原則及び手続ならびに表示方法は每期継続して適用し、みだりに変更してはいけないことが一般原則として示されている。
- 資金管理センターの業務に当てはめた場合「預託金会計」においては、預託金の収受の見通しと自動車製造業者等への払渡しの見通しなどに基づき、事業年度開始前に、「収支予算書」を作成し、主務官庁の認可を得て公表。

事業年度が開始後、予算の執行という形で預託金の收受と自動車製造業者等への払渡しなどを実施し、事業年度終了後に予算の執行結果として収支計算書等を作成し、主務官庁へ報告・公表。

「資金管理料金会計」「剰余金会計」についても、「預託金会計」と同様の処理となり、これにより、資金管理センターの受託資金の管理運営責任を明確化。

以上